

総合病院 松江生協病院	文書番号	医療安全
身体抑制最小化のための指針	版数	初版
	承認日	2026/06/24

身体抑制最小化のための指針

1. 身体抑制最小化に関する基本的な考え方

当院では 2021 年 12 月から身体抑制最小化の取り組みを進めるため、ワーキンググループを立ち上げ、院内の身体抑制の実施状況の確認や、解除に向けた方策の検討を重ねてきた。

こうした取り組みを基盤として、当院は患者の基本的人権・尊厳・自由を最大限尊重し、身体抑制は「最終手段」であり、可能な限りゼロに近づけることを目指す。身体抑制は患者の QOL を著しく損ない、身体的・精神的・社会的影響を及ぼすため、身体抑制に依存しない医療の実現を組織として推進する。

2. 基本方針

1) 身体抑制の原則禁止

患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、**身体抑制は原則禁止**とする。

身体抑制の定義とは「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」である。

2) 緊急やむをえず身体抑制を行う場合

身体抑制を行う場合は、以下の 3 要件を全て満たすことが必要である。

【切迫性】行動制限を行わない場合、患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い

【非代替性】行動制限以外に患者の安全を確保する方法がない

【一時性】行動制限は一時的であること

- ・身体抑制の必要性は、上記 3 要件を医師・看護師を含む**多職種で検討し、合意形成**することを原則とする。
- ・身体抑制を行う場合は、**患者・家族への説明と同意**を得て行うことを原則とする。
- ・身体抑制の代替手段を常に検討し、**非抑制ケアの実践**を優先する。
- ・身体抑制の実施・解除の判断は、**継続的な再評価**を行う。
- ・身体抑制を行う場合は、当院の医療安全マニュアル「身体抑制予防ガイドライン」に準ずる。

3. 職員教育

身体抑制ゼロを目指すための**教育・研修・組織文化づくり**を継続する。

定期的な教育研修（2 回/年）を実施する。

4. この身体抑制最小化に関する指針は、求めに応じていつでも自由に閲覧できるよう院内に掲示し、ホームページに公表する。

身体抑制最小化のための当院の取り組み

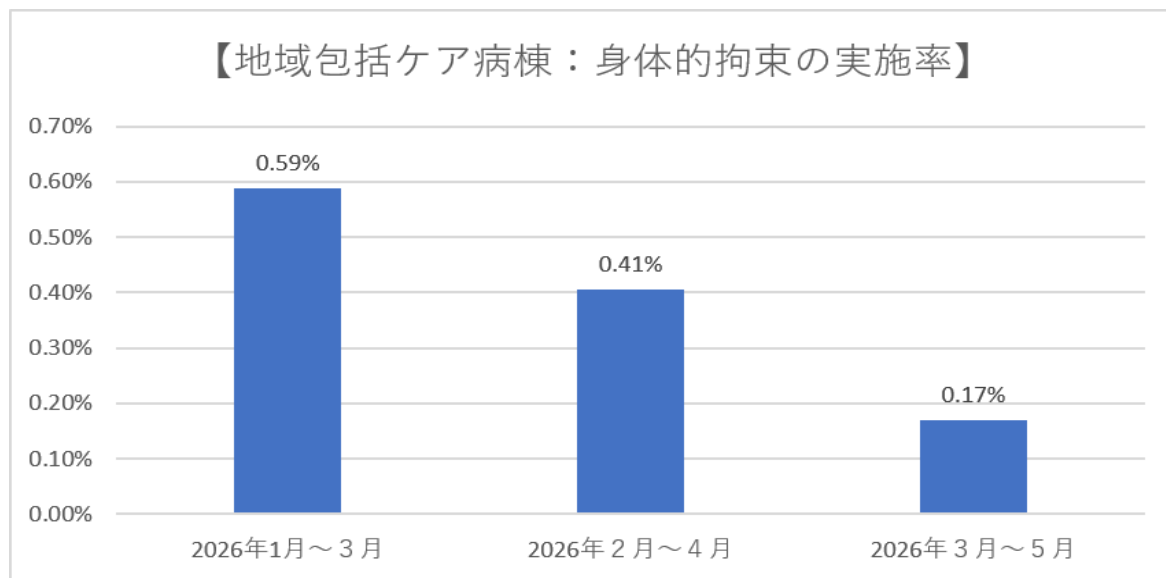
当院では、2021年に「身体抑制ワーキンググループ」（現・身体抑制最小化チーム）を発足し、身体抑制の状況調査・分析を行いながら、抑制の低減に向けた取り組みを進めてきました。

これまでに、身体抑制の実施状況の調査、職員向け学習会の開催、認知症ケア委員会での事例検討などを実施し、現場全体で抑制最小化への意識向上を図ってきました。

現在は、各病棟でのラウンドを通して、身体抑制に代わる安全確保の方法を検討し、患者様の尊厳を守りながら安全に療養いただける環境づくりを進めています。今後も、多職種が連携し、身体抑制のさらなる最小化に努めてまいります。

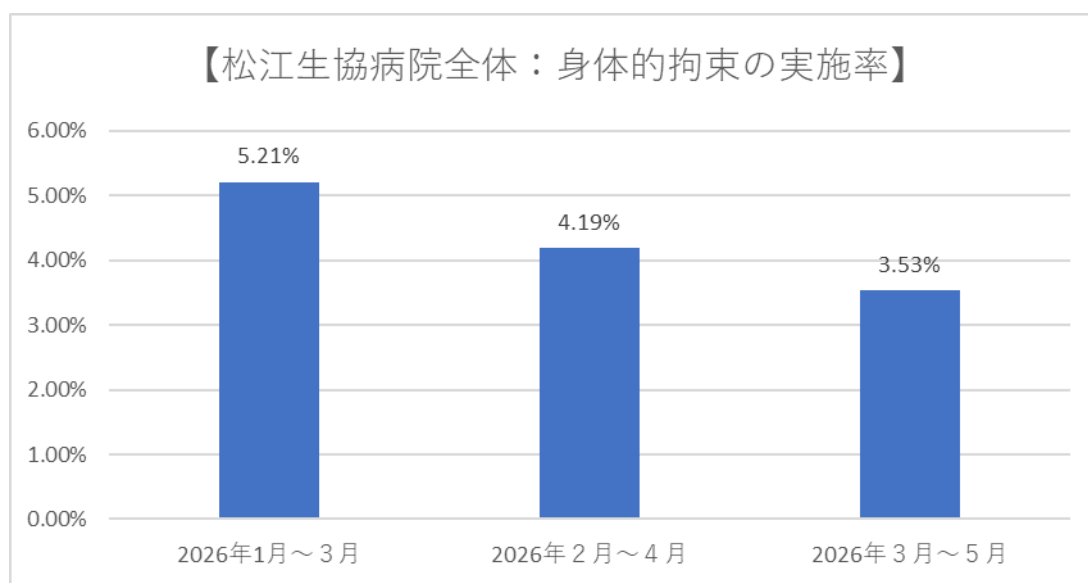
地域包括ケア病棟：身体的拘束の実施率

	2026年1月～3月	2026年2月～4月	2026年3月～5月
身体的拘束を実施した日数	31	21	9
入院料算定日数	5,279	5,185	5,295
身体的拘束の実施割合	0.59%	0.41%	0.17%



松江生協病院全体：身体的拘束の実施率

	2026 年 1 月～ 3 月	2026 年 2 月～ 4 月	2026 年 3 月～ 5 月
身体的拘束を実施した日数	1,361	1045	889
入院料算定日数	26,129	24,954	25,157
身体的拘束の実施割合	5.21%	4.19%	3.53%



2026 年 6 月 30 日 松江生協病院 院長